会員様　各位

2024 年 1 月 15 日

新日本スポーツ連盟

京都テニス協議会

告　　知

・運営の妨害行為、過度のクレーム

・メンバーへの暴言・誹謗中傷、社会人としての節度ない行動

・セクハラ行為、ストーカー行為、宗教や商品等の執拗な勧誘行為

・暴力行為、他のメンバーに著しい不快感を与える行為

・その他迷惑となる行為

以上の行為を発見し次第、会員においては退会・会員資格をはく奪、会員以外の場合は施設に通報します。